

Tax

Issue P338 – 2021 年 5 月 20 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

変化し続ける国際環境 – 知的財産権の管理・計画に関する 留意点

知的財産権は企業価値の不可欠な要素であり、その管理と計画は非常に重要である。特に、経済協力開発機構（以下「OECD」）/G20 が主導する「税源浸食と利益移転（以下「BEPS」）」プロジェクトをはじめとする世界的な税制改革に伴い、多くの企業の税務担当者は、企業の価値創造と従業員の強化を共に実現した上で、企業の所在する課税管轄地の政府から提供される税制優遇措置を享受する方法を模索している。そのため、知的財産権の管理・計画の重要性と緊急性は更に高まっている。OECD による第 2 の柱の進捗・米国の税制改革やバイデン大統領就任後に推進される可能性のある税制改正・デジタルトランスフォーメーション・M&A 後の知的財産権の統合などにより、企業は無形資産の創出・開発・取得・移転・処分を税務の観点から見直すことが迫られている。

中国政府は、企業の中国における研究開発活動の展開及び知的財産権の保有を促進することを目的として、研究開発費の追加控除税制及びハイテク企業（HNTE）向けの優遇措置など、さまざまな税制上の優遇政策を打ち出した。多くの企業はこのような税制上の優遇政策を享受するために、中国国内で知的財産権を保有している。一方、一部の企業（特に多国籍企業）は、グループ全体の実効税率（ETR）の低減と株主利益最大化を図るために、低税率又はゼロ税率の国・地域にオフショア企業を設立し、知的財産権を保有させるようプランニングしている。

OECD による BEPS プロジェクトの推進、近年の租税透明性向上のための一連の政策の公布、及び価値創造と商業的実質の合致を要求するルールの確立に伴い、タックスヘイブンでは「経済的実質ルール」が制定された。経済的実質ルールにより、タックスヘイブンに設立された事業体が 1 つ又は複数の「関連活動」を行っている場合、それに見合う経済的実質の維持が求められる。知的財産権の保有は、上述の「関連活動」に含まれる。

知的財産権の開発（Development）・改良（Enhancement）・維持（Maintenance）・保護（Protection）・使用（Exploitation）（いわゆる

Authors :

Anthony Lau

Partner

Tel : + 852 2852 1082

E-mail : antlau@deloitte.com.hk

Kwan Yu

Partner

Tel : +852 2852 1037

E-mail : kwanyu@deloitte.com.hk

Yiuhong Chung

Senior Manager

Tel : +852 2531 1455

E-mail : yhchung@deloitte.com.hk

Erin Ding

Manager

Tel : +852 2852 1090

E-mail : erding@deloitte.com.hk

For more information, please contact :

「DEMPE」の観点から、タックスヘイブンは DEMPE 機能に見合う経済的実質を確立し維持することが難しいため、ケイマン諸島・英領バージン諸島・バミューダなどのタックスヘイブンの外へ知的財産権を移転させることを検討する企業が増えてきている。知的財産権の移転には複雑な税務問題が伴うことが多く、本 Tax Analysis では、税務上の考慮、法律制度、及び国際的な税制改革の観点から、知的財産権を管理する上での留意点について分析する。

1. 税務上の考慮

- 知的財産権を保有する企業の課税管轄地における所得税、及び所得源泉地国における源泉徴収

知的財産権を保有する企業が課税管轄地を選択する際に、ロイヤルティの受領について租税条約による優遇税率の適用を求めるため、課税管轄地における所得税率、及び所得源泉地国との間に広い租税条約ネットワークが確立されているか否かについて考慮する必要がある。また、課税管轄地における税制上の優遇政策や特定の税制（例：オフショア向けの優遇政策など）は、企業が知的財産権の現地保有を選択するための重要な判断材料となる。ただし、企業は、その優遇政策又は特定の税制が BEPS 行動 5 に定義された「有害税制」又は「潜在的な有害税制」に該当するか否かについても考慮しなければならない。

- DEMPE 機能を担う企業

BEPS 後において、移転価格の観点から、企業は自身が担う DEMPE 関連の機能・リスクに見合う価値の創造を確保することで、適正利益の取得を保証する必要がある。知的財産権を保有する企業は、知的財産権関係の DEMPE 機能を担うことができるが、グループ内のその他の企業がその一部を担う場合、当該企業もそれに見合う利益を取得する必要がある。

- 知的財産権の外部購入に関する損金算入や償却による ETR への影響

知的財産権の価値は往々に高いことを考慮すると、知的財産権を外部から購入する場合、企業は購入コストの損金算入に関するルール（例：償却年数に関する規定）について考慮する必要がある。これは、ETR に一定の影響を及ぼすことが想定される。

- 知的財産権の地域別管理

知的財産権は地域性を有するため、企業は、オンショア持株会社とオフショア持株会社に知的財産権を保有させ、個別に管理することができる。これにより、知的財産権をより厳密に管理・計画し、不必要なクロスボーダー支払と所得税の源泉徴収を削減することが可能となる。また、各グループ会社における知的財産権の保有状況と事業活動を一致させることで、現地における税制上の優遇政策を最大限に享受するとともに、将来において企業再編を行う場合の柔軟性を確保することができる。

- 知的財産権の譲渡に係る税務コスト

知的財産権を保有する企業が知的財産権を譲渡する際、課税管轄地の税法に定められた「負担すべき税務コスト」について考慮する必要がある。考慮すべき事項の例として、課税管轄地において、譲渡所得又はキャピタル・ゲインに対し、比較的低い税率で徴税されるか否か、免税を適用できるか否か、所得の源泉

地によって免税適用を受けられるか否かなどが挙げられる。近年、一部の国において、知的財産権の譲渡を対象とする課税管轄権の域外適用（いわゆる「extraterritorial tax」）が発生している。これは、企業が知的財産権の譲渡を行う場合、又は知的財産権の持株会社の所在地選択に際して考慮すべき要素である。

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Director

Tel: +86 10 8512 5524

Email: turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel: +86 21 6141 1368

Email: kitaya@deloitte.com.cn

川島 智之

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1172

Email: tomkawashima@deloitte.com.cn

華南地区

広州

左 迪

Partner

Tel: +86 20 2831 1309

Email: ezuo@deloitte.com.cn

2. 知的財産権の保護に関する法令・規定及びルールに対する考量

知的財産権は往々として企業価値の中核を構成するものである。物理的な実体を有し、盗難される可能性の低い有形資産とは異なり、知的財産権は、無断で不正利用されやすい。企業は自社の核となる資産を保護し、必要に応じて適切な法的措置を取る。従って、知的財産の所有権の登録地を選択する際、企業は、その国・地域において、知的財産権の保護に関する健全な法律・規定及びルールが確立されているか否かについて考慮する必要がある。

3. 変化し続ける国際課税ルールによる潜在的な影響

G20/OECD は、第 2 の柱に関するブループリント報告書において、多国籍企業グループの利益に対して最低税率によるミニマム課税を確保するための複数の国際課税ルールを提案した。第 2 の柱の関連ルールは、地域別源泉課税制度を採用する課税管轄地、又は税率の比較的低い課税管轄地に大きな影響を与える可能性がある。現在、これらの課税管轄地の優遇税制を享受している企業は、大きな影響を受けることが予想される。企業の税務担当者は、第 2 の柱の動向に留意し、将来の変化に対応するための柔軟な企業構造を維持する必要がある。なお、第 2 の柱についての詳しい分析は、[URL](#)を参照のこと。

新型コロナウイルスの感染拡大は、企業の業務展開におけるデジタル化への依存を大きく加速させた。同時に、「加速するデジタル化が企業の従来の業務に影響を及ぼすか否か。及びそれに伴い、既存の核となる知的財産権にまで影響が及ぶか否か。知的財産権の新規取得に繋がるか否か。」との疑問点も生じた。EU 諸国は、租税回避指令 ATADII（EU 域外の課税管轄地とのハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの排除に焦点を当てるもの）の開発に取り組んでいる。企業は、新たな国際課税ルールの変化、及び自身の業務展開を踏まえた上で、知的財産権の保有に関するアレンジメントを定期的に見直すことが推奨される。また、知的財産権の保有に際して、長期間に変化が生じないアレンジメントを維持できなくなる可能性も想定される。従って、企業はこのような環境の変化に備えることが推奨される。

まとめ

長期的な観点から、変化し続けている世界の経済・租税環境は、知的財産権の管理・計画に不確実性要素と新しいチャレンジをもたらす中、リスクとチャンスに積極的に対応していくことが重要である。企業は、現段階で入手可能な情報と自社の業務に基づき、短期的・中期の対応策を立てることが推奨される。その例として、以下の事項が挙げられる。

- 知的財産権の保有に関するアレンジメントが短期的・中期的に継続可能であること
- 企業の業務展開に適していること
- 長期的視点から調整・変更するための一定の柔軟性を有すること

留意点として、BEPS 後において、各国の税務当局が国別報告書を通じて納税者の収入と納税の状況、特に知的財産権の保有による利益をより透明かつ正確に取得することが挙げられる。企業が知的財産権を管理・計画する際に、柔軟性を確保する必要がある。同時に、知的財産の保有に関するアレンジメントの変更に際して、税務コストの削減と事業継続性の維持に加えて、税務当局による調査の回避又は適切な対応のため、知的財産権の商業的実質と価値創造との一致性を確保しなければならない。

より詳しい情報、弊所からのサポート、又は知的財産権構造の管理・計画に関する分析をご希望の場合には、弊所の専門家にご連絡ください。

デロイトは「Global Tax System Reshaping 2.0 Series」を通じて、グローバル税制の重大な変革に関する最新情報、及び多国籍企業への潜在的な影響に関する分析を提供しております。より詳しい情報をご希望の場合には、お気軽にご連絡ください。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Eunice Kuo

Partner

Tel : +86 21 6141 1308

Fax : +86 21 6335 0003

Email : eunicekuo@deloitte.com.cn

Northern China

Andrew Zhu

Partner

Tel : +86 10 8520 7508

Fax : +86 10 8518 7326

Email : andzhu@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner

Tel : +86 21 6141 1059

Fax : +86 21 6335 0003

Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Victor Li

Partner

Tel : +86 755 3353 8113

Fax : +86 755 8246 3222

Email : vicli@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner

Tel : +86 28 6789 8188

Fax : +86 28 6500 5161

Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 8518 1326

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0121

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2851 8005

Email : dchik@deloitte.com.hk

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつ又は複数を指します。DTTL（又は「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課し又は拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム又は関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は、www.deloitte.com/cn/aboutをご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 312,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2021. For information, contact Deloitte China.